

## 青森市電子入札実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、青森市財務規則（平成17年4月1日規則第63号（以下「財務規則」という。））に定めるもののほか、市が発注する工事の請負契約に係る競争入札を電子入札システムにより行う場合の手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 本市が行う入札に関する事務を本市が使用する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加する者が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織によって処理する情報処理システムをいう。
- (2) 入札情報公開システム 発注情報及び入札及び契約結果に関する情報等をインターネット上に公開するシステムをいう。
- (3) 電子入札 電子入札システムを使用して行う入札をいう。
- (4) 紙入札 入札書その他の書面を使用して行う入札をいう。
- (5) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書を格納したカードで電子入札システムに対応したものをいう。
- (6) 入札参加者等 入札参加者及び入札に参加しようとする者をいう。
- (7) 受任者 入札参加者等（特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）にあっては、JVを代表する構成員）の代表者から入札及び見積、契約締結の権限について委任を受けた者
- (8) 電子くじ 入札参加者が任意で設定した数値（くじ番号）により、電子計算機で演算式を用いて順位及び落札候補者を決定するシステム

### (対象)

第3条 電子入札を行う対象工事は、条件付き一般競争入札を行う案件のうち、市長が指定したものである。

### (入札参加心得)

第4条 電子入札における入札参加者等は、本要領のほか、本市が発注する工事の請負契約に係る諸規定を遵守しなければならない。

- 2 市長は、入札参加者等に対し、公告及び入札心得その他により電子入札において遵守しなければならない事項を周知するものとする。

### (利用者登録)

第5条 電子入札に参加しようとする者は、あらかじめ電子入札システムに使用できるICカ

ードを使用して、電子入札システムに利用者登録を行わなければならない。

2 利用者登録をした者は、登録事項に変更が生じた場合は、直ちに利用者登録を変更しなければならない。

(公告)

第6条 電子入札案件に係る公告は、青森市公告式条例（平成17年4月1日条例第4号。以下「公告式条例」という。）第2条第2項に定める方法によるほか、入札情報公開システムにより行うものとする。

(受任者及び委任状)

第7条 受任者による電子入札への参加は、年間委任状が提出された場合に限り認めるものとし、個別案件ごとの委任は、原則として認めないものとする。ただし、特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）については、個別案件ごとに、委任状を提出させるものとする。

(設計図書の閲覧及び配付)

第8条 電子入札案件における設計図書の閲覧及び配付は、入札情報公開システムによる閲覧及びダウンロードにより行うものとする。ただし、これによりがたい場合はこの限りでない。

(設計図書に関する質疑応答)

第9条 電子入札案件において設計図書に関する質疑書の回答は、入札情報公開システムにより行うものとする。ただし、これによりがたい場合はこの限りでない。

(入札の参加)

第10条 市長が電子入札案件に係る公告において提出を求める書類（以下、「提出書類」という。）の提出は、電子入札システムにより行うものとする。ただし、市長が別に指定する場合はこの限りでない。

2 市長は、前項に規定する提出書類が提出された場合、電子入札システムにより受付した旨を通知するものとする。ただし、これによりがたい場合はこの限りでない。

(紙入札参加の特例)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合、入札参加者等の申立てにより、紙入札での参加を認めることができる。

(1) 利用者登録をした者の使用に係る電子計算機の障害等により、電子入札をすることができないこと

(2) ICカードが失効、閉塞、破損、盗難、登録事項の変更手続等により使用できないこと

2 前項の申立ては、公告の日から入札締切期日までに紙入札参加願（様式第1号）を市長に提出して行うものとする。

- 3 市長は、前2項の規定による申立てがあった場合は、速やかに紙入札参加の可否を決定し、申立人に通知するものとする。この場合において、紙入札参加を認めないときは、理由を付して通知するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により、紙入札参加を認めたときは、当該入札参加者等について、当該案件における電子入札システムの使用を認めないものとする。
- 5 紙入札を認めた者に対する当該入札の実施に必要な通知は書面又は口頭により行うことができる。
- 6 紙入札での入札参加を認められた入札参加者等は、市長があらかじめ公告により指定する日時及び方法により入札書その他必要な書類を提出しなければならない。

#### (入札)

- 第12条 電子入札は、入札参加者が電子入札システムを使用して、入札金額、氏名又は名称、くじ番号等が記録されたもののほか、提出書類のデータを本市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することにより行うものとする。
- 2 市長は、公告した入札期間内に入札金額その他市長が別に定める事項等に関する情報が、本市が使用する電子計算機に備えられたファイルに記録されたとき(以下、「入札書の提出」という。)は、電子入札システムにより入札書受付票を送付するとともに、入札書の提出期限後に電子入札システムにより入札締切通知書を送付するものとする。

#### (入札の辞退)

- 第13条 入札参加者は、開札予定日時までに入札を辞退することができる。
- 2 入札参加者は、前項の規定により当該入札を辞退する場合は、電子入札システムによる辞退申請書の送付又は書面により辞退申請書(様式第2号)の提出を行わなければならない。
  - 3 市長は、前項に規定する辞退申請書が提出されたときは、電子入札システムにより受理の有無を通知するものとする。
  - 4 青森市条件付き一般競争入札実施要領(以下、「一般競争入札実施要領」という。)第6条第2項の規定に基づき、JVの結成に係る要件を満たしていると認めたJVが入札締切日時までに入札書の提出(紙入札による場合を含む。以下同じ。)が確認できない場合は、当該入札に不参加とみなす。

#### (開札)

- 第14条 電子入札案件における開札は、電子入札システムにより行うものとし、事前に設定した開札予定日時の到来後に速やかに行うものとする。
- 2 前項の場合において、紙入札をした者がいるときは、開札予定日時到来後、その者が提出した入札書の記載事項を電子入札システムに登録してから開札するものとする。
  - 3 開札に当たっては、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。  
ただし、紙入札参加者がいる場合は青森市郵便入札実施要領の例による。
  - 4 開札予定時間から開札開始又は開札結果の通知が、著しく遅延する場合には、必要に応じ、

入札参加者に電子入札システムにより開札状況の情報提供を行うものとする。

(入札中止等)

第15条 入札の中止又は入札期日を延期する場合の公告は、公告式条例第2条第2項に定める方法によるほか、入札情報公開システムにより行うものとする。ただし、当該システムの障害等のため、これによりがたい場合は、本市のホームページに掲載して行うものとする。

(再度入札)

第16条 市長は、再度入札の実施にあたり、入札参加者に対して電子入札システムにより再入札通知書を送付し、通知するものとする。

2 市長は、再度入札を行う場合には、手続に十分な時間が確保できるよう考慮の上、再入札書の受付時間の設定をするものとする。

3 入札参加者は、再入札通知書において指定する期日までに電子入札システムにより再度の入札書の提出を行うものとする。

4 市長は、初回の入札に参加しなかった者（青森市条件付き一般競争入札実施要領第6条第2項に定める審査においてJVの結成に係る要件を満たしていると認められた者を除く。）は再度の入札に参加させないものとし、その旨を入札に参加する者に明らかにしておかなければならない。

(最低額の同価の取扱い)

第17条 市長は、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が複数あるときは、電子くじによるくじ引きを行い、順位及び落札候補者を決定するものとする。

(ICカードの不正使用)

第18条 入札参加者がICカードを不正に使用して入札を行ったことが落札後に判明した場合は、契約締結前であっても契約を締結しないこととし、契約締結後であっても契約を解除することができる。

2 ICカードを不正に使用して入札を行った者については、青森市競争入札参加資格業者指名停止要領に基づく指名停止の措置を行うことがある。

(入札の無効)

第19条 次の各号のいずれかに該当する入札は、財務規則第117条第1項第6号に定めるその他入札条件に違反した入札とみなし無効とする。

- (1) 第12条の規定によることなく紙入札を行った入札
- (2) 同一の案件において、電子入札と紙入札の双方を行った入札
- (3) 提出期限までに公告において定める書類の提出がない入札
- (4) 上記のほか入札条件に違反すると認められる入札

(落札者決定の保留)

第20条 市長は、落札者の決定を保留したときは、入札参加者に対して電子入札システムにより落札候補決定通知書を送付するものとする。

(落札者の決定)

第21条 市長は、落札者を決定したときは、入札参加者に対して電子入札システムにより落札決定通知書を送付するものとする。

2 落札候補者となった者が、入札参加資格要件を満たしていないことを確認したときは、当該落札候補者に対して、電子入札システムにより無資格通知書を送付し、その旨を通知するものとする。

(その他)

第22条 電子入札の実施に関し、この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

(実施期日)

この要領は、平成27年2月25日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要領は、平成30年10月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要領は、令和4年4月1日から実施する。